

## しょうわ

Public Relations SHOWA Town



## 育成会活動

地区育成会で、どろんこまつりや親子お田植えが行われました。

町の育成会では、『地域で子どもを育てる』を合い言葉にして、様々な催しを行っています。

このあと、収穫したお米で餅つき大会なども計画されています。

## CONTENTS (おもな内容)

- 『小さくても豊かなまちづくり』の実現に向けて
- 春の球技大会上位の結果(前半)
- 甲府地区広域行政圏情報
- じどうかんチャレンジランキング大会を開催します
- 平成20年成人式の実行委員を募集します





「事務事業の見直しと新たな施策の立案」

『小さくても豊かなまちづくりの実現に向けて』

現在、本町では常永土地区画整理事業や、押原公園等の大型事業が進められています。しかし、全ての事業が円滑に進められているわけではありません。緊急かつ重要な課題が山積する中で、私が町長就任以来、真っ先に取り組んだ課題は、区画整理事業と3つの大型事業の見直しです。

「財政の健全化を図り、小さくても豊かなまちづくりを進め、行政の肥大化を防ぐ」事を、私はみなさまに約束して参りました。その実現のために、私は一つひとつの事業をもう一度、原点に立ち返り精査する必要があると考えました。見直しは現実的な問題として、国庫補助金等の返還のリスクや関係者との再交渉が伴います。しかし、あきらめずに、少しでも多くのみなさまが良かったと思える改革を実現するために、多角的な視点から見直しを進めて参りました。

ここに、今まで検討してきた結果をみなさまにご報告いたします。今後も、町民一人ひとりの声を反映した町政運営を進めて参る所存ですので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 検証 「3つの視点」

町では、現在進めている大型事業の一つひとつを精査し、検証しました。そして大型事業を全てテーブルに並べ、全ての事業の経費、維持管理費、今後の中長期的な町の負担額、借金等を比較した上で、「この部分は我慢しよう」、「これはもう少し先送りしよう」といった優先順位をつけて無駄を省く事を心がけました。

しかし、見直しは単に無駄を省くだけではなく、町民ニーズや有効性を考えながら行う事が重要です。そのために町では、次の3点を検証の視点と位置づけて、見直しを進めました。

### 視点1 住民主体の視点

- ★まちづくりの主人公は町民のみなさんです。
- ★町民が利用しやすく、利益を受ける事ができる施策を検討します。

### 視点2 財政の健全化

- ★大型事業への過剰な投資を抑えます。
- ★施設の維持管理費を考えた計画を策定します。
- ★見直しにより生じた予算を、ソフト事業に有効活用します。

### 視点3 ひとづくりの視点

- ★ひとを育てる施策を大事にします。
- ★心安らぐいつまでも住んでいたい町をつくる施策を優先します。
- ★特に、出産、育児、子育て、教育、福祉を充実させます。

大型事業は、建設委員会等で慎重に審議されてきた経緯もあります。また、町民のみなさんの中にも計画通りの事業を望む声もあります。これらの事を踏まえ、検証した結果は、もう一度建設委員会等に報告して、多くの方々の理解をいただく中で改革を進めて参ります。

## 大型事業の検証（1） 押原公園の見直し

### 【見直しの背景】

公園は、地域住民が自由に使える公園が理想だと考えています。押原公園も、大規模な地震を想定しての避難場所や町民の憩いの場として活用する事は理解できます。しかし、建設されたグラウンド2面の利用方法は、ヴァンフォーレ甲府の専用練習場ではないかという話が新聞紙上等で取りざたされ、町の進め方に対して不信感を抱く声も多くありました。

本当に、このグラウンドは町民が使えないのか、グラウンドの使い方や公園の構想は計画通りで良いのか、等の課題を検証しながら、押原公園を町民主体の公園として活用できる方法を検討しています。

### 【見直し前の事業計画】

〈概要〉この公園は、グラウンド2面とクラブハウスを兼ねた管理棟や多目的芝生広場、ビオトープ等を含めて総面積7.9ヘクタールの公園です。国の都市公園整備補助金と日本サッカー協会（JFA）の助成を受け、建設する計画です。

管理は町・県サッカー協会・ヴァンフォーレ甲府の3者で総合型地域スポーツクラブ(以下「クラブ」)を設立して、クラブが運営管理を行う事が予定されていました。

〈進捗状況〉天然芝・人工芝のグラウンド2面とクラブハウスを兼ねた管理棟が建設されています。グラウンド周辺は、活用方法が決まるまでの間、整備を中止し、費用支出も最小限にとどめています。

### \*見直し前（現状）の押原公園建設計画

| 計画年度 |         | 平成17年度～21年度   |
|------|---------|---|
|      | H17     | 用地買収  |
|      | H18     | 用地買収、グラウンド・管理棟建設<br>外周道路整備                            |
|      | H19     | グラウンド周辺整備、外周道路整備                                      |
|      | H20     | 多目的広場等建設  |
|      | H21     | 多目的広場、その他整備   |
|      | 総事業費    | 37億5,700万円(内用地費約12億円)                                 |
|      | 補助金     | 14億8,100万円(助成金含む)                                     |
|      | 地方債     | 13億400万円  |
|      | 町負担     | 9億7,200万円   |
|      | 将来の維持費用 | 総合公園の一般的な維持管理費(年間1㎡当たり400円)で試算すると、年間3,160万円の維持費が必要です。 |

### 【見直しのリスク】

町では、JFAからの助成金を受け、グラウンド2面とクラブハウスを建設しました。この助成金はクラブの設立と運営というハード・ソフト両事業の実施に基づき交付されたものです。サッカーグラウンド以外の活用やクラブを立ち上げない場合には、JFAへ助成金返還も考えておく必要があります。また、それ以外にも事業中止や計画変更の場合には、国の補助金の一部返還等を考えておかなければなりません。

### 【具体的な取り組み】

押原公園は“みなさん”の公園です。見直しは役場内部だけで協議して結論を出すのではなく、公園を利用する町民のみなさんに情報を投げかけ意見を集約しながら、押原公園のあり方を考えていきます。

については、この広報と同時に、現在(見直し前)の公園計画の詳細を整理したパンフレットを全戸配布して、パブリックコメント(町民意見提出制度)を実施します。役場・総合会館・公民館・図書館等に意見箱の設置をいたします。また、メールやFAX、手紙での意見提出も結構ですので、みなさんの声をお寄せください。



押原公園管理棟(H18年度建設済み)

今後、みなさんの声を参考に、建設委員会を開催し、新しい公園のあり方を考えて参ります。

詳しくは、「押原公園に関するパブリックコメントの募集」A3版両面カラー印刷パンフレットをご覧ください。(全戸配布)

★見直しによる財政効果：パブリックコメント終了後の計画により決定します。



## 大型事業の検証（2） 町営住宅の見直し

### 【見直しの背景】

低所得者向けの公共住宅を町民に提供する事は行政の役割です。しかし、財政状況が厳しい中で、必要以上の規模や施設投資は避けなければなりません。現在計画している住宅の予算は、一戸当り、約 1,700 万円です。町民感覚で考えれば、決して安い額ではありません。

本当に、計画通りの住宅建設が必要なのか、低所得者への住宅サービスは、他の方法はないのかを考えなければなりません。それ以外にも、高層建築物にはエレベーターが必要であり、維持管理費も増加します。入居者へも共益費として負担を求めなければなりません。このような課題を検証しながら、上河東二区内での町営住宅の位置づけも十分考慮し、見直しを進めました。

### 【見直し前の事業計画】

〈概要〉この住宅は、上河東二区内旧町営住宅を撤去し、跡地に鉄筋コンクリート 6 階建て（一部 4 階建て）2 棟を建設するものです。

戸数は、全部で 92 戸。今までの住宅戸数と同様です。（戸数は平成 16 年 3 月に策定された「昭和町営住宅ストック総合活用計画」で決定されました）

92 戸の内訳は、1DK 17 戸、2DK 47 戸、3DK 28 戸です。その他、この工事に併せて上河東二区集会所及び消防詰り所の建て替えと地区内公園整備を行います。

〈進捗状況〉現在 1 期工事として、51 戸の住宅を建設中です。完成予定は本年 10 月末。その後は、旧住宅の第 2 期解体工事を行い、平成 20 年 6 月には残りの住宅を建設する計画です。

### \*町営住宅

| 計画年度    | 平成 17 年度～ 22 年度  |
|---------|--|
| H17     | 用地測量、基本設計、旧住宅撤去等   |
| H18     | 第 1 期建築工事  |
| H19     | 外構工事、旧住宅撤去等  |
| H20     | 第 2 期建築工事、集会所建設  |
| H21     | 外構工事、消防詰り所建設、外周道路等   |
| H22     | 旧集会所撤去、外周道路等   |
| 総事業費    | 20 億 9,000 万円  |
| 補助金     | 7 億 5,200 万円   |
| 地方債     | 6 億 4,870 万円   |
| 町負担     | 6 億 8,930 万円   |
| 将来の維持費用 | エレベーター保守、給水・電気関係メンテナンス等で年間約 200 万円。一般的には、10 年程経過した後は、外装や防水改修のための経費が必要です。 |

### 【見直しのリスク】

この事業は、山梨県と公営住宅を建設する 18 市町村による山梨県全域地域住宅計画を策定し推進してきた事業です。補助金も全体計画の中で、本町分として 7 億 5,200 万円が確定しています。計画変更の場合は、補助金の返還や他の自治体の事業に支障を来す恐れがある事を考えておかなければなりません。

また、旧町営住宅入居者で、新住宅への入居を町が約束している世帯が 61 あるため、最低でも 61 戸を確保する必要があります。

### 【具体的な取り組み】

住宅の戸数を確保する事は必要ですが、平成 22 年度までは複数の大型事業が計画されていて、大型事業ばかりに財源を投資すると、その他の住民サービスが低下してしまいます。諸事情を勘案した結果、町では、一旦、町営住宅の規模を縮小または、延期する方向で検討しています。

今後は、さらに精査を進め、計画変更のリスクを勘案したうえで、結論を出していく予定です。規模を縮小した場合には、将来、ストック計画をもう一度見直し、住宅を増設するか否かを判断します。



第 1 期工事中の町営住宅

今後、みなさんの声を参考に、建設委員会を開催し、町営住宅のあり方を考えて参ります。みなさんの意見をお寄せください。

★見直しによる財政効果：規模を縮小した場合には、数億円程度の効果が見込まれます。

## 大型事業の検証 (3) 町民体育館 (中学校体育館) の見直し

### 【見直しの背景】

社会的な問題となったアスベストが、町民体育館の天井等で発見された事を受けて、町では平成 17 年 12 月以降、町民体育館の利用を中止しています。解決策として交流センターを町民体育館の代わりに建設する計画が進められていますが、これは建て替えを前提に協議がされてきていました。しかし、全面建て替えには 7 億 5,100 万円 (内解体費 1 億 7,700 万円) もの予算が必要であるうえ、平成 19 年度の当初予算にも計上をされていなかったため、建設する場合には新たに費用を捻出しなければ建設できません。

本当に、建て替える方法しかないのか、また建設するとしたならば、現在の計画が中学校教育施設として適した方法なのか、新たに計画内容を精査し見直しを進めました。

### 【見直し前の事業計画】

〈概要〉この体育館は、国のまちづくり交付金を受け、「地域交流センター」としての活用を前提として計画されています。(「地域交流センター」とは、地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティー活動を支える中核的な施設です)

全体建築面積 1,586 ㎡。アリーナ 995 ㎡。町民体育館を撤去し、跡地に建設します。既存施設は 1,988 ㎡。比較すると 20%の規模縮小になります。

〈進捗状況〉現在は、基本設計を終え、町民体育館の解体工事をするための入札を実施しました。解体工事は、10 月に終了の見込みです。補助金は、区画整理や道路整備と一体の「まちづくり交付金」を申請し、内示を受けています。

今後は、実施設計を行った後、建設工事に入り平成 20 年 3 月完成予定でした。

### \*見直し前 (現状) の町民体育館建て替え計画

| 計画年度    | 平成 18 年度～ 20 年度   |                   |
|---------|---|-------------------|
|         | H18   | 基本設計              |
|         | H19   | 既存施設解体、実施設計、体育館建設 |
|         | H20   | 建設工事              |
| 総事業費    | 7 億 5,100 万円 (内、解体費 1 億 7,700 万円)                       |                   |
|         | 補助金   | 2 億 9,300 万円      |
|         | 地方債   | 予定なし              |
|         | 町負担   | 4 億 5,800 万円      |
| 将来の維持費用 | 試算額は年間 720 万円程度を見込んでいます。ちなみに、総合体育館の維持費は、昨年度約 820 万円でした。 |                   |

\*総事業費は確定していないため、あくまでも見込みの金額です。

### 【見直しのリスク】

町民体育館は、夜は一般に開放していましたが、それ以外は押原中学校の行事、体育の授業に利用していました。アスベスト問題により、利用中止を決定してから現在に至るまで、中学校では町の総合体育館を利用して学校教育を実践しています。

予定している交流センターでは、建築面積に制限があり、現在の町民体育館ほどの広さは確保できません。しかし、まちづくり交付金をもらわずに、文部科学省の学校教育補助金を活用するとすると、補助額はまちづくり交付金の約 30%に減少します。さらに、新たに申請を国に行うため、少なくとも 2 年近く先延ばしになってしまいます。

### 【具体的な取り組み】

まずは、安易に建て替えを選ばずに、既存の町民体育館の改修を検討しました。しかし、建築基準法の改正により建ぺい率・容積率などが見直され、現在の町民体育館のままでは法的に不適合建物である事が判明したため、改修は不可能となりました。

次に、新たに体育館を建設する必要があるか否かを検討しました。総合体育館の中学校での活用は、移動時間のロス、そして体育種目や部活動の制限等の諸問題があります。また生徒が移動する際は、先生方が常に校門前で旗振り等を行い、安全確保に気を配っています。

このような状況を考慮し、町では授業内容や学校現場での課題を少しでも早く解決するためにも、現在交付決定を受けた補助制度で交流センターとして建設を進める事に決定いたしました。さらには経費削減の取り組みとして、解体工事を「公募型指名競争入札」で実施し経費の削減に努めました。生じた経費の一部は、中学生の体育授業等でケガが無く安全に活用できるように、少しでも運動スペースを広げる事や、卓球ができるスペースを別棟で確保するなどの学校教育の充実策を打ち出しながら、早期建設を目指します。

★見直しによる財政効果：解体工事費約 8,000 万円の減

# 公約に掲げた事務事業と 住民サービスを向上させる施策

3つの大型事業の見直しの他、公約に掲げた事務事業を着実に推進し、住みよいまちづくりを進めています。現在の取り組みの状況と決定した事をお知らせします。詳細は、今後広報やホームページ、また対象者への通知により、ご案内いたしますので、ご確認ください。

|  |  |
|--|--|
| <p><b>給食費の負担軽減</b></p> <p>10月から、給食費を昨年度の額に引き下げ子育て支援を充実させます。</p> <p>小学生 1ヵ月 4,000円 → 3,390円<br/>中学生 1ヵ月 4,600円 → 3,940円</p>                                       | <p><b>子どもの医療費の無料化（年齢引き上げ）</b></p>  <p>10月から、小学校6年生まで年齢を引き上げ保護者の負担を軽減します。</p>       |
|  <p><b>妊婦健康診査の負担軽減</b></p> <p>2回配布していた妊婦健康診査の助成券を7月から5回に増やし、妊婦の経費負担を軽減しました。</p> | <p><b>不妊治療費助成制度</b></p> <p>不妊治療にかかる負担を軽減する制度を7月1日に新設しました。1人当たり10万円の助成を行います。</p>  |
| <p><b>温水プールの利便性の向上</b></p> <p>7月1日から試行的に、昼と夕方の1時間の閉館時間を廃止し、朝9時30分～夜9時30分まで1日通して開館し、いつでも利用しやすい時間設定に改善しました。</p>  | <p><b>図書館開館時間の延長</b></p> <p>7月1日から試行的に、平日開館を午後7時まで延長し、仕事帰りにも立ち寄りやすい時間にしました。</p>  |
| <p><b>ダイヤルイン方式による電話交換</b></p> <p>現在役場では、電話交換手による電話の取り次ぎを行っていますが、行財政改革の一環と、住民サービスの向上を目的にダイヤルイン方式（各課直通）に切り替えます。実施時期は今後お知らせします。</p>                                 | <p><b>施設予約システム導入委託</b></p> <p>公共施設の予約をインターネットで簡単にできるシステムを導入し、住民サービスを向上します。6月補正で予算計上し、実施時期は今後お知らせします。</p>   |

## これからの『小さくても豊かなまちづくり』の方向性

その他、下に掲げた各種の懸案事項や重要施策も同時に検討を始めています。検討の進捗状況は、随時お知らせします。これからも町の政策や方向性を積極的に公表し“わかりやすいまちづくり”を推進して参りますので、昭和町の発展に向けて町民のみなさんの積極的な参加・参画をお願いいたします。

- \* 見守り機能の充実
- \* 行政区制度改革
- \* 障害者の参加参画促進
- \* 出産費用の無料化
- \* 誘致企業関連対策
- \* 広告料等歳入確保の取り組み
- \* 区画整理事業の推進

■問合せ先

役場政策法制課 政策係  
 (☎ 275-2111 内線 287)  
 (FAX275-5250)

Eメール seisaku@town.yamanashi-showa.lg.jp

\*ご意見やご質問等、お気軽にお問合せください。



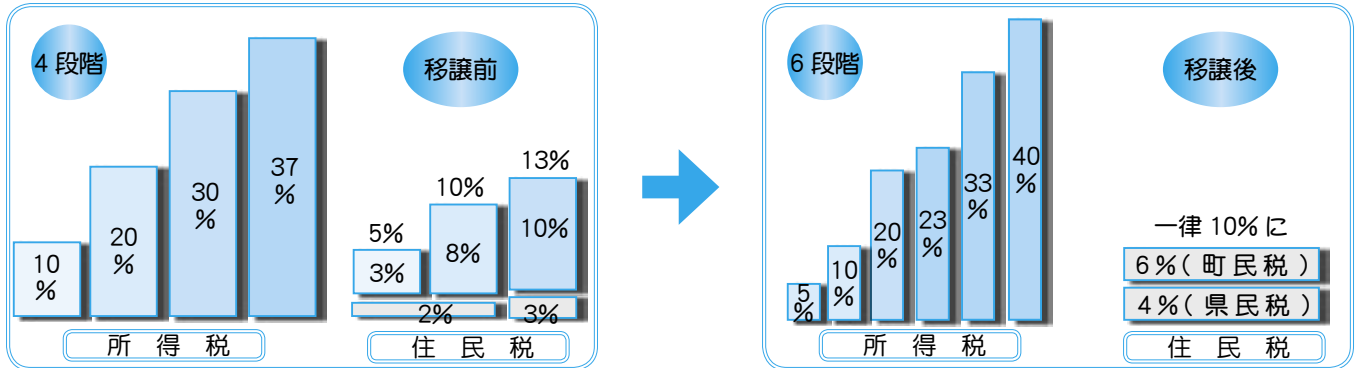
# 平成19年度から個人住民税が変わりました

各地方自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革による税源移譲により、国の所得税から地方への住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。

この税源移譲に伴い、住民税と所得税の税率が変わり、多くの方は、住民税が増えますが、その分、所得税は減るので、住民税と所得税とを合わせたみなさんの税負担が変わる事は基本的にはありません。

ただし、定率減税の廃止、65歳以上の方に係る非課税措置の廃止等により、多くの方の住民税が増える事になります。

## 税源移譲に伴う税率の変更



## 人的控除額の差に基づく負担増の減額措置があります

所得税と住民税の人的控除額（基礎控除・配偶者控除・扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、住民税の所得割から一定の額を減額します。

## 定率減税の廃止

| 税区分 | 【11年(度)分～17年(度)分】     | 【18年(度)分】               | 【19年(度)分以降】 |
|-----|-----------------------|-------------------------|-------------|
| 所得税 | 税額の20%相当額を控除(25万円を限度) | 税額の10%相当額を控除(12.5万円を限度) | 廃止          |
| 住民税 | 税額の15%相当額を控除(4万円を限度)  | 税額の7.5%相当額を控除(2万円を限度)   | 廃止          |

### 定率減税の廃止とは…

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。

## 65歳以上の方に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置（住民税）

| 平成17年度                 | 課税      | 平成18年度以降       |
|------------------------|---------|----------------|
| 合計所得金額125万円以下の方<br>非課税 | 経過措置として | 平成18年度は3分の2を減額 |
|                        |         | 平成19年度は3分の1を減額 |
|                        |         | 平成20年度以降は全額負担  |

## 65歳以上の方に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置

65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の場合には、住民税が非課税となる措置がありましたが、平成18年度から廃止となっています。ただし、平成17年1月1日に65歳に到達していた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合には、上記のとおり経過措置が設けられています。

### ●夫婦＋子ども2人の場合

| 給与収入  | 税源移譲前 (単位:円) |         |         | → | 税源移譲後 (単位:円) |         |         | = | 負担増減額 |
|-------|--------------|---------|---------|---|--------------|---------|---------|---|-------|
|       | 所得税          | 住民税     | 合計      |   | 所得税          | 住民税     | 合計      |   |       |
| 300万円 | 0            | 9,000   | 9,000   |   | 0            | 9,000   | 9,000   |   | 0円    |
| 500万円 | 119,000      | 76,000  | 195,000 |   | 59,500       | 135,500 | 195,000 |   | 0円    |
| 700万円 | 263,000      | 196,000 | 459,000 |   | 165,500      | 293,500 | 459,000 |   | 0円    |

\*夫婦＋子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。\*一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響がある事にご留意ください。

○7月に送付する普通徴収の納税通知書と一緒に「町・県民税のお知らせ」を同封してありますのでご覧ください。町ホームページもご覧ください。

問合せ 役場税務課 住民税係 (☎ 275-2111 内線 221・222)

HEALTH INFORMATION CORNER

# みんなの健康

保健・健康に関する問合せは役場いきいき健康課健康増進係  
(☎ 275-2111 内線 252・253)

## 乳

### 児健康診査

| 実施日          | 該 当 児       | 受付時間       |
|--------------|-------------|------------|
| 7月30日<br>(月) | 平成18年 9月生まれ | 午後1時～1時15分 |
|              | 平成19年 3月生まれ | 午後2時～2時15分 |

場 所 総合会館

持 ち 物 母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

## 育

### 児教室

実 施 日 7月18日(水)

受付時間 午前9時10分～9時20分

場 所 総合会館

該 当 児 平成19年4月生まれのお子さん

持 ち 物 母子手帳・筆記用具・バスタオル

\*乳幼児健診及び予防接種の説明と予診票等の配布

## 2

### 歳児歯みがき教室

実 施 日 7月23日(月)

場 所 総合会館 保健センター

該 当 児 平成17年4月～平成17年5月生まれ

\*地区別に時間を設定しますので、個別通知をご覧ください。  
いきいき健康課までお問合せください。

## 3

### 歳児健康診査

実 施 日 7月26日(木)

受付時間 午後1時～1時30分

場 所 総合会館

該 当 児 平成16年4月～平成16年5月生まれのお子さん  
及び前回未受診のお子さん

持 ち 物 母子手帳・3歳児健康診査票・尿検査セット・印鑑  
・健康保険証

\*地区別で受付時間を設定しますので、詳しくは通知をご覧ください。

## 安

### 産教室(ようこそ赤ちゃん学級)

実 施 日 7月12日(木)・19日(木)・24日(火)

受付時間 午前9時20分～正午

場 所 総合会館 保健センター

対 象 者 出産予定日が平成19年9月～12月の方

内 容 母乳育児、お産に関する講義、妊娠体操などの実技

児 童 館 。 押原児童館(☎275-6462) 西条児童館(☎275-9616)  
児 童 セ ン タ ー 常永児童館(☎275-0358) 児童センター(☎233-1152)

## 母

### と子のすくすく相談室

日 時 7月11日(水) 午前10時～11時30分

(会場) (町立児童センター「ゆめてらす」)

7月20日(金) 午前10時～11時30分

(総合会館)

対象者 昭和町にお住まいの子育て中のお母さん

\*保健師が相談をお受けします。

\*総合会館で実施する日には、栄養士が食事やおやつについてのご相談をお受けします。

\*身体計測は必要な児(急に食べなくなった、体重等の経過観察の方等)のみとさせていただきます。

## 母

### 子手帳交付及び一般健康相談

日 時 7月10日(火) 午後1時30分～4時00分

7月20日(金) 午後1時30分～4時00分

7月27日(金) 午前9時00分～11時30分

場 所 総合会館

\*母子手帳の交付を希望される方は、印鑑をお持ちください。

\*予防接種についてのご相談も受付けています。

\*一般健康相談で血圧測定や腹囲測定、栄養相談、尿検査などを通して、日頃の健康づくりを確認してみませんか。

\*子宮がん検診の申込みを受付けています。印鑑をお持ちください。対象者は町内の20歳以上の女性です。

## 総

### 合健診のお知らせ

◎6月30日～7月13日(2週間) 総合健診を行います。

申込みをされた方は下記を参考に受診しましょう。

●受診日・受付時間は質問票の右半分・水色のスペースに記入してあります。受診日・受付時間を守っておでかけください。

●血圧が高く、内服の必要な方は、当日の朝7時までに100cc位の水で内服してきてください。

\*健診当日、「朝食を摂ってしまった」、「つまみ食いをしてしまった」という方がいます。注意しましょう。

●65歳以上の方は上記以外に…

・結核レントゲン検査があります。受診票(水色の用紙)をお忘れなく。

・基本チェックリストも記入し、ご持参ください。

◎8月には結果報告会があります。都合を合わせておいでください。

\*なお、詳しくは健診バックに同封しましたチラシ「受診者のみなさまへ」をお読みください。

スムーズに気持ちよく健診を受ける事ができますよう、みなさまのご協力をお願いいたします。



# みなさんの

## 健康

ご存知ですか？  
顔のゆがみは治せます

山梨大学医学部附属病院  
歯科口腔外科 教授 原田 清

下あごが出ていて、ひっこんで  
いる、あるいは顔を正面から見  
ると曲がっているなど、顔のゆが  
みや変形に悩んでおられる方はい  
らっしゃいませんか？しかし、顔  
は親からの授かりものだから治療  
はあきらめている、あるいは、そ  
んな美容整形のような手術には抵  
抗があるとお考えの方がほとんど  
なのではないでしょうか。そんな  
方々に意外と知られていないのが、  
外科的矯正手術というあごの変形  
を改善する治療法の存在です。

あごや顔の形まで変えることは  
できません。ですから、手術まで  
して顔のゆがみを修正するような  
大掛かりな治療を希望しない方に  
は、矯正治療だけで充分なことも  
あります。しかし、矯正で移動で  
きる歯の移動量や移動方向には当  
然制約があるため、矯正治療だけ  
では改善できない咬み合わせの場  
合には手術が必要になります。ま  
だそれ以上に、自分のあごが出て  
いたりひっこんでいたり、あるいは  
は曲がっている方にとっては、そ  
れがご本人の最も気にしているこ  
とであり、審美的な面で大きなコ  
ンプレックスになっている場合が  
多いと言えます。このようなコン  
プレックスをお持ちの方の場合に  
は、顔の形まで変えることので  
きない矯正治療だけでは満足でき  
る結果は得られません。

骨を固定します。術後は後戻りと  
言って術前の状態に戻ろうとする  
微妙な変化が起きるので、術後矯  
正治療でそれを補正します。矯正  
治療は矯正歯科医が、手術は主に  
口腔外科医が担当し、両者が密に  
連携しながら治療を進めるのが原  
則となります。手術だけで咬み合  
わせは治せないのか？と思われる  
方もおられるかもしれませんが、  
術前矯正で歯を並べ替えること無  
しに手術であごの骨を移動させて  
しまつと、移動した後の咬み合わ  
せが非常に不安定になってしま  
います。咬み合わせが不安定のまま  
術後を経過すると後戻りも大き  
なり、長い目で見た場合に良好な  
咬み合わせが得られなくなります。  
これはあくまでも治療です。美  
容整形のような手術で抵抗を感じ  
るという方でも、「外科的矯正手  
術は咬み合わせを良くするための  
治療なのだ」という認識を持って、  
抵抗感は薄らぐのではないでしょ  
うか？費用については、矯正治療  
も含めて保険適用が可能です。詳  
しいご相談は、山梨大学医学部附  
属病院歯科口腔外科までご来院く  
ださい。

企画 財団法人 里仁会



### 南甲府警察署通信

#### ヤミ金融は犯罪です

南甲府警察署では平成18年度のヤミ金融に関  
する相談を53件、本年5月末現在で約30件の相  
談が受理されています。

ヤミ金融の手口については幾つかありますが、  
主たる手口について紹介します。

#### 1 090金融

ガードレールや電柱等に「自己破産者OK」「審  
査無し、来店不要、即日融資」等の甘言と携帯  
電話の番号等のみを書いた看板や貼り紙、チラ  
シを貼り付けて顧客を集め、携帯電話を通じて融  
資を行うヤミ金融の事をいいます。

090金融は、プリペイド式の電話や他人名義の  
携帯電話を使用している事が多く、また短期間  
で頻繁に電話番号を変更しますので、業者の住  
所・氏名を特定する事が容易ではありません。

ヤミ金業者の取り立ては、自宅や近所、勤務先、親族等に対し嫌がらせ的な電話  
や行為を受ける危険性があります。

#### 2 融資保証金名下の詐欺

債務者が複数のサラ金業者やヤミ金業者から融資を受けている方に対し「一本化す  
れば返済額（金利）が減りますよ」と甘い言葉で誘う手口です。

そこで、ヤミ金業者は「一括管理しますので手数料を振り込んでください」と債務  
者に申し向けますが、手数料を振込んだとしても何の措置も行われず、相手方とも連  
絡が取れなくなり騙された事に気づくのです。

#### ヤミ金融の手口に惑わされないために

- 貸金業を営むためには知事または財務局への登録が必要なため、金融庁のホー  
ムページ等で確認する
- 極端に低い金利等、条件が良すぎるのはヤミ金融の可能性大
- 法律で契約書の交付が義務付けられています。貸付利息、返済期間等は書かれ  
ているか等に充分注意①行かない。(甘い言葉には罠がある) ② 借りない。(ち  
よつと待て、そこは地獄の1丁目) ③ 払わない。(払っても払ってもふくらむ利息)  
を念頭におきましょう。

#### 問合せ

警察本部生活安全課 (☎235-2121)

南甲府警察署生活安全課安全相談係・保安生活経済係 (☎2433-0110)

# 7 月のこよみ

見やすいところに貼るなどしてご利用ください

| 日 SUN                         | 月 MON  | 火 TUE                    | 水 WED   | 木 THU                            | 金 FRI                                   | 土 SAT   |
|-------------------------------|--|--------------------------|---|----------------------------------|---|---|
| 1 先負                          | 2 仏滅   | 3 大安                     | 4 赤口  | 5 先勝                             | 6 友引                                    | 7 先負  |
| *役場閉庁<br>*総合会館温泉・児童館・児童センター休館 | *温水プール・図書館・総合体育館休館                           | *図書館午後7時まで開館             | *町長と語らいのとき<br>*心配ごと相談   | *図書館午後7時まで開館                     |   | *役場閉庁<br>*児童館・児童センター開館<br>*おはなし会(図書館午前11時)              |
| 8 仏滅                          | 9 大安   | 10 赤口                    | 11 先勝   | 12 友引                            | 13 先負                                   | 14 赤口   |
| *役場閉庁<br>*児童館・児童センター休館        | *温水プール・図書館・総合体育館休館                           | *図書館午後7時まで開館             | *じどうかん みんなであそぼう(午前10時30分～)<br>*心配ごと相談   | *図書館午後7時まで開館                     |   | *役場閉庁<br>*児童館・児童センター午前開館<br>*アニメ映画会(図書館午後2時)<br>*定例結婚相談 |
| 15 先勝                         | 16 友引  | 17 先負                    | 18 仏滅   | 19 大安                            | 20 赤口                                   | 21 先勝   |
| *役場閉庁<br>*総合会館温泉・児童館・児童センター休館 | *役場閉庁<br>*総合会館温泉・児童館・児童センター図書館・温水プール・総合体育館休館 | *図書館午後7時まで開館             | *行政相談<br>*心配ごと相談  | *図書館午後7時まで開館<br>*おはなし会(図書館午前11時) | *ボカシつくり会(総合会館裏午後1時～)                    | *役場閉庁<br>*児童館・児童センター休館                                  |
| 22 友引                         | 23 先負  | 24 仏滅                    | 25 大安   | 26 赤口                            | 27 先勝                                   | 28 友引   |
| *役場閉庁<br>*児童館・児童センター休館        | *総合会館温泉・温水プール・図書館・総合体育館休館                    | *図書館午後7時まで開館<br>*ふれあいランチ | *心配ごと相談   | *図書館午後7時まで開館                     | *チャレンジ・ランキング大会(総合会館2階)<br>*児童館・児童センター休館 | *役場閉庁<br>*児童館・児童センター休館<br>*アニメ映画会(図書館午後2時)<br>*定例結婚相談   |
| 29 先負                         | 30 仏滅  | 31 大安                    | 「認知症介護ホットライン」をご利用ください   |                                  |   |   |
| *役場閉庁<br>*総合会館温泉・児童館・児童センター休館 | *温水プール・図書館・総合体育館休館                           | *図書館休館(月末整理日)            | 認知症介護経験者が、電話をとおし認知症の方を介護されているご家族の様々な悩みにお答えします。<br>相談電話番号 (☎ 251-0001) 福祉プラザ内<br>相 談 日 毎週金曜 午前9時～午後4時(年末年始、祝日除く)<br>相 談 対 象 認知症高齢者の介護者等<br>問 合 せ 山梨県長寿社会課 (☎ 223-1450 FAX223-1469) |                                  |   |   |

|          |  |   |            |  |
|----------|--|---|------------|--|
| 7月のゴミ収集日 | 地区   | <b>全 地 区</b><br>(西条地区・押原地区・常永地区)                                    |            |  |
|          | ゴミの区分  |   |            |  |
|          | もえるゴミ<br>(毎週月・木曜日)   | 2日・5日・9日・12日・17日<br>・19日・23日・26日・30日                                |            |  |
|          | もえないゴミ<br>アルミ・スチール缶  | 第1・2・3水曜日(4日・11日・18日)   |            |  |
|          | 粗大ゴミ   | 第4水曜日(25日)<br>エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。 |            |  |
| 剪定枝回収    | 西条地区   | 押原地区  | 常永地区       |  |
|          | 第1水曜日(4日)  | 第2水曜日(11日)  | 第3水曜日(18日) |  |
|          | ◆新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。(いつでも出せます)<br>◆使用済みのスプレー缶・カセットボンベを出すときは、爆発・火災の危険がありますので、必ず使い切り、2ヵ所以上穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。 |   |            | *もえるゴミの収集日が祝日の場合は、翌日に収集いたします。<br>*必ず町指定の収集袋を使用してください。黒いビニール袋などでは出さないでください。<br>*収集袋・荷札には必ず氏名、電話番号を記入してください。荷札は粗大ゴミに使用してください。<br>*収集日の当日午前8時30分までに出してください。<br>*燃える物、燃えない物、リサイクル品の分別はしっかり行ってください。<br>*引っ越しゴミなどを早く処理したい場合は、役場環境衛生課へご相談ください。環境衛生課 (☎ 275-2111 内線 226・227) |

太陽光発電 住宅用太陽光発電システムの設置者等に対し、助成金の交付を行っています。  
助成金制度 予算残額は9,276,000円【6月11日現在】 問 役場環境衛生課 (☎ 275-2111 内線 226)

# 相談です

## 春の球技大会上位の結果 (前半)



**ソフトバレーボール**  
 優勝 西条二区  
 準優勝 飯 喰  
 第3位 西条一区  
 河東中島A

### グラウンドゴルフ

優勝 河東中島  
 準優勝 河 西  
 第3位 西条二区



### 壮年ソフトボール

優勝 西条二区  
 準優勝 西条新田  
 第3位 飯 喰  
 上 河 東



### 一般男子バレーボール

優勝 西条一区  
 準優勝 清水新居  
 第3位 西条新田  
 河東中島



## 第41回春季町民ゴルフ大会



### 地区対抗

優勝 河東中島  
 準優勝 河 西  
 第3位 西条一区

### 個人戦

優勝 浅川武男さん  
 準優勝 石原陽一さん  
 第3位 内藤 裕夫さん



### ◆町長と語らいのとき

日時 7月4日(水)  
 午後1時30分～4時  
 場所 町長室

\*あらかじめ役場総務課までご連絡ください。  
 (☎ 275-2111 内線 205)

### ◆町へのご意見箱(ホームページ)

\*ご意見やご要望、日頃町政についてお気づきのことを、町のホームページから、お寄せください。

### ◆心配ごと相談

日時 7月4日・11日・  
 18日・25日の水曜日  
 午後1時30分～3時30分  
 場所 社会福祉協議会

\*あらかじめ社会福祉協議会までご連絡ください。  
 (☎ 275-0640)

### ◆行政相談

日時 7月18日(水)  
 午後1時～3時  
 場所 町中央公民館2階

\*直接会場へおこしください。お問合せは役場企画行政課まで (☎ 275-2111 内線 211)

### ◆教育相談

日時 随時(水・金・土・日曜日、祝日は除く)  
 午前9時～午後4時  
 場所 町中央公民館2階

\*直接会場へおこしください。問合せは、カウンセラーまで (☎ 275-6951)

### ◆結婚相談

日時 月～金曜日は受付のみ  
 午前8時30分～午後5時  
 第2・第4土曜日は  
 午後1時30分～4時  
 場所 町総合会館2階相談室

\*直接会場へおこしください。お問合せは、社会福祉協議会事務局まで (☎ 275-1881)

\*なお、随時電話での相談も行っていますので、各地区相談員までお気軽にお電話ください。

### ◆心の健康相談

\*精神保健福祉に関する相談に応じ、住民の心の健康づくりを進めます。  
 第2・第4水曜日  
 午後1時30分～3時  
 お問合せは、甲府保健所まで (☎ 237-1437)

# お知らせ

### ◆ボカシつくり会

日時 7月20日(金)  
 場所 町総合会館裏  
 時間 午後1時～

\*不用犬・猫のお問合せは役場環境衛生課まで (☎ 275-2111 内線 226)



## 山梨県からのお知らせ

### 森と湖に親しむつどい

森や湖に親しむ機会を設け、森やダム、川などを身近に感じていただくためのイベントです。

**日時** 7月29日(日) 午前10時～午後3時  
(小雨決行)

**場所** 荒川ダム周辺(甲府市川窪町浦の山)

**内容**

- ・木工教室：巣箱作り、ウッドパズル、丸太切り体験
- ・ダム地下探検：ダム内部の探検
- ・モーターボート乗船：巡視用ボートによるダム湖の周遊
- ・森の教室：パネルなどの展示、森林散策
- ・地元特産品販売：特産品の展示販売

**対象** どなたでも **参加費** 無料

#### 申込方法

事前申込の必要はありません。直接会場にお越しください。

**問合せ** 荒川ダム管理事務所 (☎ 287-2006)

### 「食の安全・安心調べ隊」参加者募集

普段食べている食品が、どのように生産(製造)されているのか、また、その過程でどのような安全対策が行われているのか、このような疑問を親子で理解していただくため、生産・出荷現場や検査施設などを訪問し、見学や体験を行う「食の安全・安心調べ隊」への参加者を募集します。

**開催日** 7月26日(木) 午前9時～

**対象** 小学生(4年生以上)1名とその保護者1名(1組)

**内容** 桃の生産・出荷の見学、ジャム作り、食肉検査施設等の見学など

**参加費** 無料 **定員** 20組40名

#### 応募方法

電話、FAX または電子メールで氏名、住所、電話番号、お子さんの学年をお知らせください。

#### 応募期限

7月12日(木)必着(応募者多数の場合は抽選により決定。結果は7月18日(水)までにお知らせいたします)

**問合せ** 食の安全・食育推進室

(☎ 223-1588 FAX223-1587)

**E-Mail** shokuhin-st@pre.yamanashi.lg.jp

### 「山梨の水産親子体験ツアー」参加者募集

山中湖で地引き網の体験や、富士湧水の里水族館を見学してみませんか。

**開催日** 8月3日(金)

**場所** 山中湖及び富士湧水の里水族館

**対象** 県内在住の小学生と保護者(幼児は同伴できません)

**内容** 山中湖での地引き網漁の体験及び富士湧水の里水族館の見学

**参加費** 無料

**定員** 90名(応募者多数の場合は抽選)現地参加あり

#### 応募方法

はがきに保護者の住所、氏名、電話番号(昼及び夜)、小学生の名(ふりがな)及び学年を記入のうえ山梨県漁業協同組合連合会まで送付

**応募期限** 7月13日(金)当日消印有効

#### 問合せ

〒400-0121 甲斐市牛匂518-1

山梨県漁業協同組合連合会 (☎ 277-7393)

### 地球温暖化防止に取り組みましょう!

現在、地球の気温は上昇傾向にあります。地球の温暖化は、私たちが便利で快適な生活を追求するために、電気やガス、ガソリンなどを大量に消費していることが原因です。

二酸化炭素などの温室効果ガスは、発電やガソリンの使用によって発生します。

温室効果ガスを減らすための対策を今すぐにも講じなければ、水不足や水害の深刻化、食糧不安など、私たちの暮らしに大きな影響をもたらすばかりでなく、地球環境にとって重大な影響を及ぼします。

県内でも、豊かな自然環境が損なわれたり、名産のぶどうやももなどをはじめとする農作物への影響が懸念されます。

そこで県では、「地球温暖化対策推進計画」を策定し、県民や事業者、行政のそれぞれが地球温暖化防止に取り組んでいくための方法や、温室効果ガスの排出削減目標などを示しています。

私たち一人ひとりが、電気・ガス・自動車の使い方を見直すなど身近なことから取り組み、美しい県土を次世代に引き継ぎましょう。

「地球温暖化対策推進計画概要版」を配布中。

**問合せ** 山梨県循環型社会推進課 (☎ 223-1503)

男と女とが築きあげる  
21世紀のまちづくり

「共に生き活き  
輝け昭和」

昭和町男女共同参画推進だより  
事務局 役場企画行政課 (☎275-2111) No. 36

## ◆男性も女性も社会の責任ある構成員であり、権利・義務ともに平等です◆

～こんな社会が望ましいと思いませんか？その③④～

### ○地域では…

男女に関わらず世代を超えて、地域ぐるみの防犯対策、子育てや高齢者の生き甲斐づくりなどに取り組んでいます。

### 〈どんな違いがあるのかな？〉

地域活動を通して、地域の間関係が密接になり誰もが地域の一員として、自分のまちの住み良さを実感しています。また、そんな地域では、ボランティア活動が盛んになり、コミュニティービジネスが生まれてきています。

\*コミュニティービジネス：地域の様々な課題の解決を目指して、その地域の住民が主体となってビジネスの視点に立って活動する事。

### ○職場では…



働きやすい職場が増えて、男女が共にいきいきと働いています。一人ひとりが自分の生活を楽しんでいます。

### 〈どんな違いがあるのかな？〉

家族と過ごす時間が増え、子どもとのふれあいも深まります。地域活動やボランティア活動が活発に行われています。趣味講座の受講やスポーツ活動など生活にゆとりが生まれ、仕事と生活のバランス（ワーク&ライフバランス）が保たれています。



第3期男女共同参画推進委員が6月8日に委嘱されました。

引き続きメンバーを募集します。問合せは、役場企画行政課までお願いいたします。

こんにちは！  
愛育会です！

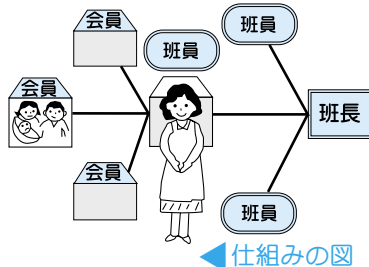
事務局 役場いきいき健康課  
(☎ 275-2111 内線253・254) No. 2

## ～母子愛育会の仕組み～

本町愛育会の仕組みについて紹介します。

愛育会は、基本的に地域の方全てを会員に迎え、各組の中から選ばれた方が班員となり、受け持ち家庭への声かけ・見守り活動を行っています。原則的に、各地区で活動が無理なく行えるように、地域の中で配慮しあいながら班員を選出し、1人当たりの受け持ち世帯は10～20世帯が望ましいと考えられています。

住民同士のつながりが希薄になった現代にこそ、ご近所同士の見守り・支えあいを大切にしたいと考えています。



今年も、各地区自治会が主催で、河川清掃が行われました。自治会加入の地域住民がボランティアとなり、生活排水路等を清掃しました。

参加されたみなさんは、自宅前の水路の小石や泥などをかき出したり、水通りを良くするため河川の中に入り水草を刈っていました。

自治会で河川清掃を行いました